

東京医療保健大学学生の懲戒の手続きに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京医療保健大学学則第65条及び大学院学則第35条に規定する学生の懲戒の手続きに関し、その適正かつ公正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、対象行為の態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育指導の一環として行わなければならない。

2 学生に課せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な限度にとどめなければならない。

(懲戒処分の種類及び定義)

第3条 懲戒処分の種類は、「訓戒」、「停学」及び「退学」とする。

2 「訓戒」とは、学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたって繰り返すことのないよう、口頭及び文書により注意することをいう。

3 「停学」とは、一定の期間、大学への登校を禁止することをいう。停学の期間は無期又は有期とし、「無期の停学」とは期限を付さずに命ずる停学をいい、「有期の停学」とは3月以内の期限を付して命ずる停学をいう。

4 「退学」とは、本学における修学の権利を奪い、学籍関係を一方的に終了させることをいう。

(懲戒の効果等)

第4条 懲戒処分を受けた学生は、本学の学生表彰、授業料の免除及び学内外の各種奨学金制度への推薦対象とはしない。

2 懲戒は、当該学生の学生カード等に記載する。ただし、証明書等には当該懲戒を記載しない。

(その他の教育的措置)

第5条 学長は、学生が行った行為が、「訓戒」には至らないと判断する場合は、その行為を戒めるため「厳重注意」を行うことができる。

2 「厳重注意」は、口頭又は文書により行うものとする。

- 3 過去に「厳重注意」を受けた学生が再び同じ行為を行った場合は、懲戒処分の対象とすることができる。

(懲戒の基準等)

第6条 学長は、学生が次の各号の一に該当する場合、「退学」を基準に懲戒処分を行う。

- (1)性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (2)学業成績不良で改善の見込みがないと認められた者。
 - (3)本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者。
- 2 学長は、前項各号の他、学生が次の各号の一に該当する事件又は事故(以下、「事件等」という。)を起こした場合は、それぞれの基準に基づき懲戒処分を行う。
 - (1)事件等における行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合は、「退学」又は「停学」を基準にする。
 - (2)事件等における行為の悪質性が認められるが、その結果に重大性が認められない場合には、「停学」又は「訓戒」を基準にする。
 - (3)事件等における行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合は、「停学」又は「訓戒」を基準にする。
 - 3 事件等における行為の悪質性については、当該学生の態度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機、反省の程度等を勘案して判断する。
 - 4 結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が大学や社会に及ぼした被害や影響等を勘案して判断する。

(懲戒処分の手続)

第7条 学生が事件等を起こした場合には、当該学生が所属する学部学科・研究科等(以下「学科等」という。)の教員又は学生支援センター長は、直ちに学科長等及び学長に通報するとともに、当該学生から事情を聴取する等事実関係の把握に努め、その結果を学長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告に基づき学生の行為に関し、懲戒を検討する必要があると認めるとき又は事件等とみなされる行為を知り得たときは、直ちに学科長等に調査及び審査を命ずるものとする。
- 3 学科長等は、調査に当たって当該学生に口頭又は文書による弁明の機会を与えるものとし、必要に応じて当該事件等について教職員又

は学生等関係者から意見を聴取するものとする。

- 4 学科長等は、調査及び審査の結果、事件等の事実を認定したときは、学長に懲戒の申請を行うものとする。
- 5 学長は、当該学生が所属する学科等の教授会等の意見を聴いた上で処分を決定する。
- 6 学長は、懲戒通知書を作成し、学科長等から当該学生に対して交付させるものとする。ただし、交付が不可能な場合は、他の適当な方法によって通知することにより、交付したものとみなす。

(学生の取扱い)

第8条 学科長等は、懲戒処分が決定するまでの間、当該学生に謹慎(事実上の登校禁止措置)を命ずることができる。

(処分の決定)

- 第9条 学長は、第7条第5項により懲戒処分を決定した場合には、学生の所属する学科等、学年、懲戒の内容及び懲戒の事由を当該学科等の掲示板において告示するものとする。ただし、学籍番号及び氏名は公表しない。
- 2 停学の期間には、謹慎を命じた期間を含めることができる。

(無期の停学処分の解除)

- 第10条 学長は、無期の停学処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学修意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除を行うことができる。
- 2 学長は、前項の解除に当たっては予め各学科等教授会等の意見を聴いて、無期の停学処分の解除の可否を決定するとともに、可とした場合には停学解除通知書を作成し、学科長等から当該学生に交付させるものとする。

(停学及び謹慎期間中の措置)

- 第11条 学生は、停学期間中又は謹慎期間中、本学の教育課程の履修、試験等の受験及び課外活動への参加ができない。ただし、学長が教育指導上必要と認めた場合には、一時的に登校することができる。
- 2 停学期間又は謹慎期間が当該学生の履修手続きの期間と重複する場合には、原則として、当該学生の履修登録を認めるものとする。
 - 3 学生の所属する学科長等は、学生と面談を行う等の教育的指導を行い、

その更生に努めるものとする。

(不服申立て及び再審査)

- 第12条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合には文書により、学長に対して懲戒通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てを行うことができる。
- 2 学長は、前項の不服申立てを受理した場合には、速やかに当該学生の所属する学科長等の意見を聴き、再審査の可否を決定しなければならない。
 - 3 再審査の必要があるとする場合には、学長は直ちに当該学科長に再審査を行わせるものとする。
 - 4 再審査の必要がないとする場合には、学長は速やかにその旨を文書で当該学生に通知するものとする。
 - 5 再審査の期間中は、懲戒処分の効力を継続するものとする。

(逮捕・勾留時の取扱い)

- 第13条 学生が逮捕・勾留され、本人が罪状を認めている場合は、慎重な検討の上で懲戒処分を行うことができる。

(懲戒処分と自主退学)

- 第14条 学長は、事件等を起こした学生から、懲戒処分の決定前に自主退学の申し出があった場合には、原則としてこの申し出を受理しないものとする。

(情報の管理)

- 第15条 この規程に基づく懲戒に係る情報の管理は適切に行うこととする。

(大学経営会議への報告)

- 第16条 学長は、学生の懲戒を行った場合には、大学経営会議に報告する。

(その他)

- 第17条 懲戒処分の実施に関して必要な事項等は、別に定める。

附 則 この規程は、平成27年5月13日から施行する。

附 則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。